# 農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案要綱

### 一 目的

この法律は、農業、森林並びに水産業及び漁村の有する多面的機能が農林水産業の本来的な機能と一体のものとして発揮され、国民生活及び国民経済の安定を図る上で極めて重要な役割を果たしているにもかかわらず、その多面的機能により得られる便益は農林水産物の価格に反映されず、その多面的機能を維持し、及び増進していくためには農林水産業に対する国等の支援が不可欠であることにかんがみ、農林水産業者等に対して交付金を交付し、もって、その多面的機能の適切かつ十分な発揮を図ることを目的とすること。

(第1条関係)

### 二定義

- 1 この法律において「農業の有する多面的機能」とは、国土の保全、水源のかん 養、自然環境の保全、集落等の地域社会の維持、良好な景観の形成、文化の伝承 等農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以 外の多面にわたる機能をいうこと。
- 2 この法律において「森林の有する多面的機能」とは、森林の有する国土の保全、 水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止等の多面にわた る機能をいうこと。
- 3 この法律において「水産業及び漁村の有する多面的機能」とは、自然環境の保全、海難救助、国境の監視等による国民の生命及び財産の保全、集落等の地域社会の維持、文化の伝承、健全なレクリエーションの場の提供等漁業生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいうこと。 (第2条関係)

### 三 適切な農業生産活動等を促進するための交付金の交付

- 1 市町村は、毎年度、適切かつ継続的な農業生産活動等の促進を通じた農業の有する多面的機能の発揮を図るため、次の協定又は計画であって農林水産省令で定める基準に適合するものとして市町村長の認定を受けたもの(以下「認定協定等」という。)に基づいて農業生産活動等を行う農業者等に対し、交付金を交付するものとすること。
  - ① 当該市町村の区域内に存在する一団の農用地について農業生産活動等を行う 農業者等の間で締結される協定であって、協定に基づく農業者等による農業生 産活動等の継続期間(5年間以上)、構成員の役割分担、適切な農業生産活動等

- として取り組むべき事項、交付金の使用方法その他の農林水産省令で定める事項について定めるもの
- ② 当該市町村の区域内に存在する一団の農用地について認定農業者等が作成する計画であって、計画に基づく認定農業者等による農業生産活動等の継続期間 (5年間以上)、適切な農業生産活動等として取り組むべき事項その他の農林水産省令で定める事項について定めるもの
- 2 1の交付金の金額は、認定協定等の対象農用地について、地目及び地域別の面積当たりの交付単価に、それぞれに該当する農用地の面積を乗じて得た額の合計額とすること。
- 3 対象となる農用地が中山間地域等に存在する場合における1の交付金の金額は、 2にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより、2の合計額に、地目、地 域及び傾斜に応じた区分別の面積当たりの加算単価にそれぞれに該当する農用地 の面積を乗じて得た額の合計額を加えた額とすること。
- 4 交付単価及び加算単価は、農林水産大臣が、農用地の地目、地域及び傾斜に応じた区分別の農業の有する多面的機能の発揮の度合等を考慮して定めるものとすること。
- 5 認定協定等に基づき認定農業者等が適切な農業生産活動等を行う農用地の規模が拡大すること、認定協定等に基づく農業生産活動等に教育又は観光の場の提供に貢献する度合が高いものが存在することその他の認定協定等に基づく農業生産活動等について農業の有する多面的機能の発揮等に特に寄与する事由がある場合における1の交付金の金額は、2及び3にかかわらず、2の合計額又は3の加えた額に、当該農業生産活動等が農業の有する多面的機能の発揮に寄与する度合等を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定する額を加えた額とすること。(第3条関係)

# 四 農業資源の適切な管理及び農村地域における自然環境の保全に資する活動を促進するための交付金の交付

- 1 市町村は、毎年度、農業用水その他の農業資源の適切な管理及び農村地域における自然環境の保全に資する活動の促進を通じた農業の有する多面的機能の発揮を図るため、当該市町村の区域内に存在する一団の農用地において次に掲げる要件を満たす協定に基づいて共同活動を行う活動団体に対し、交付金を交付するものとすること。
  - ① 活動団体の代表者と当該市町村の長等との間で締結されるものであること。
  - ② 協定期間(5年間以上)、協定の対象となる農業資源、共同活動として取り組むべき事項その他の農林水産省令で定める事項について定めるものであること。
- 2 1の交付金の金額は、協定の対象農用地について、地目及び地域別の面積単価

に、それぞれに該当する農用地の面積を乗じて得た額の合計額とすること。

- 3 1の単価は、農林水産大臣が、農用地の地目及び地域別に、当該農用地に係る 共同活動が農業の有する多面的機能の発揮のために果たす役割の重要性等を考慮 して定めるものとすること。
- 4 協定に基づく共同活動として農業資源の補修等で高度な技術力が必要なものが 行われることその他の協定に基づく共同活動について農業資源の適切な管理及び 農村地域における自然環境の保全に特に寄与する事由がある場合における1の交 付金の金額は、2にかかわらず、2に規定する合計額に、当該共同活動が農業の 有する多面的機能の発揮に寄与する度合等を考慮して農林水産省令で定めるとこ ろにより算定する額を加えた額とすること。
- 5 市町村は、毎年度、農林水産省令で定めるところにより、1の活動団体であって協定に基づき化学的に合成された肥料及び農薬の使用を集団で大幅に低減する等の先進的な農業生産活動を行うものに対し、1の交付金のほか、特別交付金を交付するものとすること。

(第4条関係)

## 五 森林の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付

- 1 市町村は、毎年度、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、当該市町村の 区域内に存在する森林について森林施業計画を作成した森林所有者等が、当該森 林施業計画及び市町村長との間で締結する協定に基づいて、施業実施区域の明確 化作業、歩道の整備、造林、下刈り、除伐、間伐など基礎的な森林管理に係る施 業等を行う場合に、当該森林所有者等に対し、面積単価に当該森林施業計画の対 象森林の面積を乗じて得た額の交付金を交付するものとすること。
- 2 1の面積単価は、農林水産大臣が、対象森林における立木の林齢及び林種、対 象森林における施業等の困難な度合、地域の環境との調和に対する配慮の度合等 を考慮して定めるものとすること。
- 3 市町村は、森林の有する多面的機能の発揮に資するため、森林施業計画の対象 とされていない森林の森林所有者等が、市町村長との間で締結する協定に基づき、 森林情報の収集活動その他の将来の森林施業計画の作成に必要な地域活動を行う 場合に、当該森林所有者等に対し、農林水産大臣が定める面積単価に当該森林の 面積を乗じて得た額の交付金を交付するものとすること。

(第5条関係)

### 六 水産業及び漁村の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付

1 市町村は、毎年度、水産業及び漁村の有する多面的機能の発揮を図るため、当 該市町村の区域内において漁業活動を行う漁業者の団体が、市町村長との間で締 結した協定に基づいて、その構成員である漁業者が農林水産省令で定める沿岸地域の環境との調和に配慮した漁業活動を行う場合に、当該団体に対し、交付金を交付するものとすること。

- 2 1の協定は、協定期間 (5年間以上)、沿岸地域の環境との調和に配慮した漁業活動に関する事項、交付金の使用方法その他の農林水産省令で定める事項について定めるものとすること。
- 3 市町村は、毎年度、水産業及び漁村の有する多面的機能の発揮を図るため、当該市町村の区域内において漁業活動を行う漁業者を含む団体が、市町村長との間で締結した協定に基づいて、農林水産省令で定める水産業及び漁村の有する多面的機能の発揮に関する取組を行う場合に、当該団体に対し、交付金を交付するものとすること。
- 4 3の協定は、協定期間 (5年間以上)、水産業及び漁村の有する多面的機能の発揮に関する取組に関する事項、交付金の使用方法その他の農林水産省令で定める事項について定めるものとすること。
- 5 1及び3の交付金の金額は、1の漁業活動又は3の取組が水産業及び漁村の有する多面的機能の発揮のために果たす役割の重要性等を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とすること。

(第6条関係)

# 七 費用の負担

三から六までの交付金及び特別交付金の交付に要する費用は、その100分の95 に相当する額を国が負担し、その100分の3に相当する額を都道府県が負担し、その100分の2に相当する額を市町村が負担すること。

(第7条関係)

### 八 その他

- 1 国民の理解の増進
- 2 交付金等の交付の申請等、交付金等の返還、報告及び検査、市町村長による報告等、事務の区分、罰則
- 3 施行期日 原則として平成23年4月1日施行

# 農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案

# (目的)

第一 条 この法律は、 農業、 森林並びに水産業及び漁村の有する多面的機能が農林水産業の本来的な機能と

体のものとして発揮され、 国民生活及び国民経済の安定を図る上で極めて重要な役割を果たしているに

ŧ か かわらず、その多面的機能により得られる便益は農林水産物 の価格に反映されず、 その多面的 機能を

維持 及び増進していくためには農林水産業に対する国等の支援が不可欠であることにか んがみ、 農林

水産業者等に対して交付金を交付し、 もって、 その多面的機能の適切かつ十分な発揮を図ることを目的と

# (定義)

する。

第二条 この法律において「農業の有する多面的機能」とは、 国土の保全、 水源の か W 養、 自然環境の保全、

集落等 Ò 地 域社会の 維持、 良好な景観の形成、 文化の伝承等農業生産活動が行われることにより生ずる食

料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

2 この法律において 「森林の有する多面的機能」 とは、 森林の有する国土の保全、 水源のか ,ん養、 自然環

境 元の保全、 公衆の保健、 地球温暖化の防止等の多面にわたる機能をいう。

3 視等による国民の生命及び財産の保全、 この法律において「水産業及び漁村の有する多面的機能」とは、 集落等の地域社会の維持、 自然環境の保全、 文化の伝承、 健全なレクリエ 海難救助、 ] 国境 の監 日

の提供等漁業生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をい

う。

の場

(適切な農業生産活動等を促進するための交付金の交付)

第三条 市町村は、 毎年度、 適切か 0 継続的 な農業生産活動等の促進を通じた農業の有する多面的機能 の発

揮を図るため、 次に掲げる協定又は計 画であって農林水産省令で定める基準に適合するものとして市 町村

長 の認定を受けたもの (以下この条にお いて 「認定協定等」という。) に基づいて農業生産活動等を行う

農業者等に対し、交付金を交付するものとする。

第五十八号) 当該. 市 町村 第三条第一号に規定する農用地をいう。 の区域内に存在する 寸 の農用地 (農業振興 以下同じ。 (地域 0 )につい 整備に関する法律 て農業生産活動等を行う農業 (昭和 四 十四四 法 律

者等の間で締結される協定であって、 協定に基づく農業者等による農業生産活動等の継続期間 (五年間

使用方法その他の農林水産省令で定める事項について定めるもの 以上のものに限る。)、構成員の役割分担、 適切な農業生産活動等として取り組むべき事項、 交付金の

の単 前項 計画であって、計画に基づく認定農業者等による農業生産活動等の継続期間(五年間 十五 適切な農業生産活動等として取り組むべき事項その他 価 の交付金 年法律第六十五号) (以下この条にお 市 町村の区域内に存在する一団の農用地について認定農業者 の金額は、 1 第十二条の二第一項に規定する認定農業者をいう。 て 認定協定等の対象となっている農用地について、 「交付単価」という。)に、 の農林水産省令で定める事項につい それぞれに該当する農用地の (農業経営基盤強化促進法 地目及び 以下同じ。) 地域 以上の 面積を乗じて得た 莂 等が作成する  $\mathcal{O}$ て定めるもの ものに限る。)、 面 積当たり (昭和五

2

額

の合計

額とする。

3  $\mathcal{O}$ カン 面 か 項に規定する中 対象となる農用 積当たりの単価 わらず、 農林水産省令で定めるところにより、 地 Ш が中 間 (以下この条において「加算単価」という。) にそれぞれに該当する農用地の 地域等をいう。 山間地域等 ( 食 料 に存在する場合における第一 農業 ·農村基本法 同項の合計 :額に、 (平成十一年法律第百六号) 地目、 項の交付金の 地 域及び傾斜に応じた区 金額は、 第三十五 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に 面 積を 分別

乗じて得た額の合計額を加えた額とする。

4 る多面的機能の発揮の度合等を考慮して定めるものとする。 交付単価及び加算単価は、 農林水産大臣が、 農用地の地目、 地域及び傾斜に応じた区分別の農業の有す

5 定等に基づく農業生産活動等に教育又は観光の場の提供に貢献する度合が高いものが存在することその 額又は第三項に規定する加えた額に、 の認定協定等に基づく農業生産活動等について農業の有する多面的機能の発揮等に特に寄与する事由 合等を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定する額を加えた額とする。 る場合における第一項の交付金の金額は、 認定協定等に基づき認定農業者等が適切な農業生産活動等を行う農用地の規模が拡大すること、認定協 当該農業生産活動等が農業の有する多面的機能の発揮に寄与する度 第二項及び第三項の規定にかかわらず、 第二項に規定する合計 「 が あ 他

6 とするときは、 農林水産大臣は、 食料 交付単 農業 伅 農村政策審議会の意見を聴かなければならな 加算単価又は第三項若しくは前項の農林水産省令を定め、 又は変更しよう

7 農林水産大臣は、 交付単価又は加算単価を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するもの

とする。

四

(農業資源の適切な管理及び農村地域における自然環境の保全に資する活動を促進するための交付金の交

付

第四条 定める要件を満たす団体をいう。 て同じ。) おける多様な主体が共同 1 に資する活 て共同 寸 の農用 市町村は、 活 を行う活動 動 地において次に掲げる要件を満たす協定 動の促進を通じた農業の有する多面的機能の発揮を図るため、 (農業資源 毎年度、 団体 L の適切な管理及び農村地域における自然環境の保全に資する活動であって地域に 農業用水その他の農業資源の適切な管理及び農村地域における自然環境の保全 て取り組むことにより効果の増大が見込まれるものをいう。 (農業者等及び農業者でない者等が構成員となることその他の農林水産省令で 以下この条において同じ。) (以下この条において単に に対し、 交付金を交付するものとする。 当該市町村の区域内に存在する 「協定」という。 以下この条におい に基づ

活 動 団 体 の代表者と当該 市 町村の長等との 間で締結されるものであること。

事 協定期 項 (農林水産省令で定める要件を満たすものに限る。 間 (五年間 以上の ものに限る。 協定の対象となる農業資源、 その他の農林水産省令で定める事項につい 共同 活動として取 ŋ 組 む ベ き \_

定めるものであること。

五

- 2 に、 前項の交付金の金額は、 それぞれに該当する農用地の面積を乗じて得た額の合計額とする。 協定の対象となっている農用地について、 地目及び地域別の面積当たりの単価
- 3 る多面的機 前項の単価は、 能 の発揮のために果たす役割の重要性等を考慮して定めるものとする。 農林水産大臣が、 農用地 の地目及び地域別に、 当該農用地に係る共同活動が農業の有す
- 4 当該 事 定に基づく共同活動について農業資源の適切な管理及び農村地域における自然環境の保全に特に寄与する により算定する額を加 由 協定に基づく共同活動として農業資源の補修等で高度な技術力が必要なものが行われることその他 共同 がある場合における第一 活 動 が農業 の有する多面的機能 えた額とする。 項の交付金の金額は、第二項  $\mathcal{O}$ 発揮に寄与する度合等を考慮して農林水産省令で定めるところ の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、 の協
- 集団で大幅 定める要件 市 町村 は に低減する等の先進的な農業生産活動を行うものに対し、 を満たす活動 毎年度、 農林水産省令で定めるところにより、 団体に限る。 であって協定に基づき化学的に合成された肥 第一 項に規定する活動団体 第一項の交付金のほか、 船料及び (農林水産 農薬の 特別交付金 信省令で 使用を

5

を交付するものとする。

- 6 ときは、 農林水産大臣は、 食料・農業 第二項の単価又は第四項若しくは前項の農林水産省令を定め、 ・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 又は変更しようとする
- 7 農林水産大臣は、 第二項の単価を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、 これを告示するものとする。

(森林の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付)

第五条 施業計 ど基礎的 の間 林法 る森林施業計画を作成した同法第十条の七に規定する森林所有者等が、 で締結する協定に基づいて、 (昭和1 市 画  $\mathcal{O}$ な森林管理に係る施業等を行う場合に、 町村は、 対象となっている森林 二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林について、 毎年度、 森林の有する多面的機能 施業実施区域の (以 下 「対象森林」という。) 当該森林所有者等に対 明確化作業、 の発揮を図るため、 歩道の整備、 の面積を乗じて得た額の交付金を交付す 当該市町村の区域内に存在する森 当該森林施業計画 Ļ 造林、 面積当たりの 下 同法第十一 ĺΚ り、 単 | | | | | | 除伐、 伷 条には 市町! に当 |該森林 対長と 規定す 間 伐な

2 前 項 の単 価 は、 農林水産大臣が、 対象森林における立木の林齢及び林種、 対象森林における施業等の困

るものとする。

難な度合、 地域の環境との調和に対する配慮の度合等を考慮して定めるものとする。

3 林所有者等が、市町村長との間で締結する協定に基づき、 市町村は、 森林の有する多面的機能の発揮に資するため、森林施業計画の対象とされていない森林の森 森林情報の収集活動その他の将来の森林施業計

画の作成に必要な地域活動を行う場合に、当該森林所有者等に対し、 農林水産大臣が定める面積当たりの

単価に当該森林の面積を乗じて得た額の交付金を交付するものとする。

4 農林水産大臣は、 第一項又は前項の単価を定め、 又は変更しようとするときは、 林政審議会の意見を聴

かなければならない。

5 農林水産大臣は、 第一 項又は第三項の単価を定め、 又は変更したときは、 遅滞なく、 これを告示するも

のとする。

(水産業及び漁村の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付)

第六条 市町村は、 毎年度、 水産業及び漁村の有する多面的機能 の発揮を図るため、 当該市 町村 の区域内に

お て漁業活動を行う漁業者の団体 (農林水産省令で定める要件を満たすものに限る。 が、 市町 ,村長と

の間で締結した協定に基づいて、 その構成員である漁業者が農林水産省令で定める沿岸地域の環境との調

和に配慮した漁業活動を行う場合に、 当該団体に対し、 交付金を交付するものとする。

- 2 に関する事項、 前項の協定は、 交付金の使用方法その他の農林水産省令で定める事項について定めるものとする。 協定期間 (五年間以上のものに限る。)、沿岸地域の環境との調和に配慮した漁業活動
- 3 る取 の間で締結した協定に基づいて、 て漁業活動を行う漁業者を含む団体 市 組を行う場合に、 町村は、 毎年度、 当該団体に対し、 水産業及び漁村の有する多面的機能の発揮を図るため、 農林水産省令で定める水産業及び漁村の (農林水産省令で定める要件を満たすものに限る。) が、 交付金を交付するものとする。 有する多面的機能 当該市町村の区域内におい  $\mathcal{O}$ 発揮 市町 に ,村長と に 関す
- 4 関する取 前 項 の協 組 定は、 に関する事項、 協定期間 交付金の使用方法その他 (五年間以上のものに限る。)、 の農林水産省令で定める事項について定めるものとす 水産業及び漁村の有する多面的機 能の 発揮に

る。

- 5 面 第一 的 機 項及び第三項の交付金 能 の発揮 のために果たす役割の重要性等を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定 の金額は、 第一 項の漁業活動 又は第三項の 取組が水産業及び 漁村 の有する多 した金
- 6 農林水産大臣は、 前項の農林水産省令を定め、 又は変更しようとするときは、 水産政策審議会の意見を

聴かなければならない。

(費用の負担)

第七条 第三条第一項、第四条第一項及び第五項、 第五条第一項及び第三項並びに第六条第一項及び第三項

の交付金及び特別交付金の交付に要する費用は、 その百分の九十五に相当する額を国が負担し、 その百分

の三に相当する額を都道府県が負担し、 その百分の二に相当する額を市町村が負担する。

(国民の理解の増進)

第八条 国は、 農業等の有する多面的機能が国民生活及び国民経済の安定にとって極めて重要な役割を果た

しており、 その適切かつ十分な発揮のための 国等の支援が広く国民の理解の下に行われるべきものである

ことにか んがみ、 国民の農業等の有する多面的機能 についての理解を深めるため、 学校教育及び社会教育

における農業等の有する多面的機能に関する教育の推進、 広報活動の充実、 農林水産業との触れ合い 、 の 場

及び機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交付金等の交付の申請等)

第九条 第三条第一項、 第四条第一項若しくは第五項、 第五条第一項若しくは第三項又は第六条第一項若し

くは第三項の交付金又は特別交付金(以下「交付金等」という。)の交付を受けようとする者は、農林水

産省令で定めるところにより、市町村長に交付の申請をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、交付金等の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(交付金等の返還)

第十条 偽りその他不正の手段により交付金等の交付を受けた者があるときは、市町村長は、その者に対し

てその交付を受けた交付金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、 市町村長は、 期限を指定してこ

れを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納

付しないときは、 市町村長は、 地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、 国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告及び検査)

第十一条 市町村長は、 この法律の施行に必要な限度において、交付金等の交付を受け、 若しくは受けよう

とする者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち

入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しな

ければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(市町村長による報告等)

第十二条 第三条第一項の認定をし、 又は第四条第一項、 第五条第一項若しくは第三項若しくは第六条第

項若しくは第三項の協定を締結する市町村長は、 農林水産省令で定めるところにより、交付金等の交付の

状況につき、農林水産大臣に報告するものとする。

2 市 町村長は、 前項の報告に際し、 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務を円滑

に行うために必要な事項について、 地域の実情を踏まえ、 農林水産大臣に対して意見を申し出ることがで

きる。

(事務の区分)

第十三条 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務は、 地方自治法(昭和二十二年法

律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(農林水産省令への委任)

第十四条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行につ

いて必要な細則は、農林水産省令で定める。

(罰則)

第十五条 偽りその他不正の手段により交付金等の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰

金に処する。 ただし、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) に正条があるときは、 刑法による。

第十六条 第十一条第一 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査

を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)

の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関して、前二

条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為に

つき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定

を準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成二十三年四月一日から施行する。 ただし、第十四条及び次条から附則第四条まで

の規定は、公布の日から施行する。

(交付単価等に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第三条第四項、 第六項及び第七項、第四条第三項、

第六項及び第七項又は第五条第二項から第五項までの規定の例により、 第三条第二項の交付単価若しくは

同条第三項の加算単価 第四条第二項の単価又は第五条第一項若しくは第三項の単価 (次項において「交

付単価等」という。)を定め、これを告示することができる。

2 前項の規定により定められた交付単価等は、この法律の施行の日において第三条第四項、 第四条第三項

又は第五条第二項若しくは第三項の規定により定められたものとみなす。

(施行のために必要な準備)

第三条 農林水産大臣は、第三条第三項若しくは第五項、 第四条第四項若しくは第五項又は第六条第五項の

農林水産省令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、 食料・農業・農村政策審議会又

は水産政策審議会の意見を聴くことができる。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

農業等の有する多面的機能

の発揮を図るための交付金 |

の交付に関する法律(平成

|| この法律の規定により市町村が処理することとされている事務

(地方財政法の一部改正)

第六条 地方財政法 (昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十 農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に要する経費

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第七条 食料・農業・農村基本法の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び米穀の新用途への 利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)」

を 「、 米穀の新用途 への利用の促進に関する法律 (平成二十一年法律第二十五号) 及び農業等の有する多

面的機能 の発揮を図るための交付金の交付に関する法律(平成二十二年法律第 号)」に改める。

(森林 林業基本法の一部改正)

第八条 森林 林業基本法 (昭和三十九年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二

十年法律第三十八号)」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 平

成二十年法律第三十八号)及び農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律

(平成二十二年法律第

号)」に改める。

(水産基本法の一部改正)

第九条 水産基本法 (平成十三年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

第三十二条中「ともに、」

の 下 に

「自然環境の保全、

海難救助、

国境の監視等による国民の生命及び財

産 点の保全、 集落等の地域社会の維持、 文化の伝承、 健全なレクリエ ーショ ンの場の提供等」 を加える。

第三十六条第三項中 「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 (平成

二十年法律第三十八号)」を「、 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動 0 促進に関する法律 平

成二十年法律第三十八号) 及び農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律

(平成二十二年法律第

号)」に改める。

# 理由

揮され、 な発揮を図るため、 面的機能により得られる便益は農林水産物の価格に反映されず、 くためには農林水産業に対する国等の支援が不可欠であることにかんがみ、 国民生活及び国民経済の安定を図る上で極めて重要な役割を果たしているにもかかわらず、 森林並びに水産業及び漁村の有する多面的機能が農林水産業の本来的な機能と一体のものとして発 農林水産業者等に対して交付金を交付する必要がある。 その多面的 これが、 機能を維持し、 その多面的機能の適切かつ十分 この法律案を提出する 及び増進してい その多

理由である。

# 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約五千億円の見込みである。

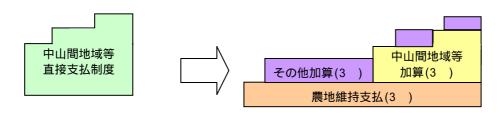
# 農業等の有する多面的機能の発揮を図るための 交付金の交付に関する法律案のポイント

# 第一 趣旨

この法律案は、農業、森林、水産業・漁村が、農林水産物の供給のほかにも様々な大切な機能(多面的機能)を果たしていることを評価して、その多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、法律に基づく継続的な仕組みとして、市町村から農林水産業者等に対して交付金を交付する制度を設けることとしています。

# 第二 農業の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付

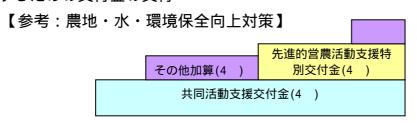
一 適切な農業生産活動等を促進するための交付金の交付 【中山間地域等直接支払の拡大版】



従来の中山間地域等直接支払制度を広く平場などにも拡大し、農用地として適切に利用されているすべての農用地を対象として、市町村長が認定する 農業者間の協定や 認定農業者等の計画に基づき、適切な農業生産活動等を行う農業者等に対し、多面的機能に関する評価を基にした地目及び地域別の単価で、農用地の面積に応じて交付金を交付することとしています。

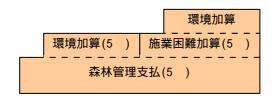
また、中山間地域等についての加算やその他の加算を行うこととしています。

二 農業資源の適切な管理及び農村地域における自然環境の保全に資する活動を促 進するための交付金の交付



従来の農地・水・環境保全向上対策と同様に、市町村長との協定に基づき、農業 用水の管理など地域における共同活動(加算される場合あり。)や、集団的に化学 肥料や農薬の使用を減らす先進的な取組を行う団体に対し、多面的機能に関する評 価を基にした地目及び地域別の単価で、農用地の面積に応じて交付金又は特別交付 金を交付することとしています。

# 第三 森林の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付



森林情報収集活動支払(5)

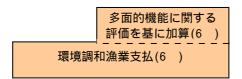
森林施業計画がある場合(毎年度)

森林施業計画がない場合(1回限り)

森林施業計画が定められている森林については、森林施業計画や市町村長との協定に基づき、造林、下刈り、間伐など基礎的な森林管理の施業等を行う森林所有者等に対し、環境調和度、施業困難度等を基にした単価で、森林の面積に応じて交付金を交付することとしています。

また、森林施業計画が定められていない森林については、市町村長との協定に基づき、森林情報の収集活動など将来の計画作成に向けた活動を行う森林所有者等に対して、森林の面積に応じて交付金を交付することとしています。

# 第四 水産業及び漁村の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付



多面的機能に関する 評価を基に加算(6 ) 集落活動支払(6 )

漁業活動に対して

漁業活動以外の活動に対して

市町村長との協定に基づき、その構成員である漁業者が環境との調和に配慮した 漁業活動を行う漁業者の団体に対し、多面的機能に関する評価を基に交付金を交付 することとしています。

また、漁業者を含む団体が市町村長との協定に基づき、海岸清掃など水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に関する取組を行う場合に、その団体に対し、多面的機能に関する評価を基に交付金を交付することとしています。

# 第五 その他

- 1 農業等の有する多面的機能についての国民の理解を深めるため、国が学校教育に おける教育の推進等に取り組むことを定めています。
- 2 交付金の交付に要する費用は、国が95%、都道府県が3%、市町村が2%を負担することとしています。
- 3 原則として平成23年4月1日から施行することとしています。